

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	水道局総務部お客さまサービス課・工務部給水課 (06-6616-5473) (06-6616-5480)
処分課（担当）名	水道局各水道センター
処分の名称	水道事業給水条例に関する違反処分
概要	水道の利用者が大阪市水道事業給水条例に違反した場合、過料を科します。
根拠法令等 及び条項	大阪市水道事業給水条例 第40条、第41条 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 給水条例違反処分要綱
処分基準	（違反処分） 第40条 局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その行為をした者に対し、その理由の継続する間給水を停止し、損害があつたときは、これを賠償させることができる。 (1) 料金、分担金又は手数料の徴収を免れようとして詐欺その他不正の行為をしたとき (2) 給水を濫用し、又は局長の許可を受けずにこれを販売したとき (3) 正規の手続を経ないで、工事を行い、又は給水装置を使用したとき (4) 消火のためのほか、局長に届け出ないで私設消火栓を使用したとき (5) 市職員の職務執行を拒み、又はこれを妨害したとき (6) 前各号に掲げる場合のほか、この条例又はこの条例の規定に基づく指示に違反したとき 第41条 前条各号のいずれかに該当するときは、その行為をした者に対し、50,000円以下の過料を科する。 2 詐欺その他不正の行為により、料金又は手数料の徴収を免れた者に対しては、徴収を免れた金額を徴収するほか、その金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料を科する。
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000533878.html
備考	

＜根拠法令等及び条項＞

○ 大阪市水道事業給水条例

(違反処分)

第40条 局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その行為をした者に対し、その理由の継続する間給水を停止し、損害があつたときは、これを賠償させることができる。

- (1) 料金、分担金又は手数料の徴収を免れようとして詐欺その他不正の行為をしたとき
- (2) 給水を濫用し、又は局長の許可を受けないでこれを販売したとき
- (3) 正規の手続を経ないで、工事を行い、又は給水装置を使用したとき
- (4) 消火のためのほか、局長に届け出ないで私設消火栓を使用したとき
- (5) 市職員の職務執行を拒み、又はこれを妨害したとき
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、この条例又はこの条例の規定に基づく指示に違反したとき

第41条 前条各号のいずれかに該当するときは、その行為をした者に対し、50,000円以下の過料を科する。

2 詐欺その他不正の行為により、料金又は手数料の徴収を免れた者に対しては、徴収を免れた金額を徴収するほか、その金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料を科する。

給水条例違反処分要綱

(平成25年12月 9 日局長決)

(最近改正令和 3 年 3 月31日)

(趣 旨)

第1条 この要綱は大阪市水道事業給水条例（昭和33年大阪市条例第19号。以下「給水条例」という。）第40条各号に定める違反処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(事 例)

第2条 給水条例第40条第1号及び第3号に定める違反の具体事例については、次に掲げる行為をいう。

- (1) 中止栓の無届使用
- (2) メータ代替等による補足管又はゴムホースなどでの使用
- (3) メータを逆方向へ設置したとき
- (4) メータを無断で取り外して水道を使用したとき
- (5) 給水停止執行中にメータキャップ等を無断で取り外したとき
- (6) 公設消火栓の不正使用
- (7) 料金・手数料などを不当に減じる目的でなされた水栓と推認されるもの
- (8) メータ外から分岐しての使用
- (9) 無許可又は無届による配水管穿孔
- (10) 加圧ポンプ（直結給水用増圧装置を除く。）との直結
- (11) 井河水その他の供給管との直結
- (12) 残存給水管からの無届引込み
- (13) メータ外無届工事
- (14) メータ内無届工事
- (15) 無届撤去工事
- (16) 給水条例第10条に定める基準に不適合な給水管を使用したとき
- (17) 使用材料等の虚偽の届出

(違反処理)

第3条 局長は、給水条例第40条各号に掲げる違反（以下「違反行為」という。）があった場合には、現状確認を行い、その内容を記録する。

- 2 違反行為を行なった者（以下「違反者」という。）は、必要事項を記入した現状確認書（様式1）を局長に提出する。
- 3 局長は、違反者に是正を求め、又は当該給水装置を切断することができる。
- 4 違反行為が悪質で詐欺罪等にあたると局長が判断した場合は、警察の協力を得る。

(給水条例違反調書の作成)

第4条 前条第1項による現状確認後、局長は、給水条例違反調書(様式2)を作成し、必要な場合は設計書等の資料を添付する。

(給水条例違反通知書及び弁明の機会付与通知書の交付等)

第5条 違反行為の事実が確認できたものについては、局長は違反者に対し、給水条例違反通知書(様式3)を交付する。

2 行政手続法第13条第1項及び大阪市行政手続条例第13条第1項の規定による弁明の機会を付与するため、局長は前項に掲げる通知書の交付と同時に弁明の機会付与通知書を交付する。

(ほ脱料金)

第6条 給水条例第40条第1項に掲げる違反行為により、料金の徴収を免れた者があったとき、局長は料金の徴収を免れた期間(以下「ほ脱期間」という。)を調査し、「大阪市水道事業給水条例に基づく使用水量の認定について」第5条の規定等によりほ脱期間に使用した水量を認定して、徴収を免れた料金(以下「ほ脱料金」という。)を算出する。

2 局長は、算出したほ脱料金を算出根拠も含め違反者へ説明する。ただし、違反者が算出根拠における異議を申し出た場合、客観的にみて正当性が認められるものであれば、ほ脱料金を変更することができる。

3 ほ脱料金確定後局長は、違反行為の概要、ほ脱料金の金額及び納付期限などを記して違反者へ通知し、水道料金等収入通知書により請求する。

(過料)

第7条 局長は、給水条例第41条の規定に基づき、過料の金額を別表により算定して、大阪市水道事業給水条例違反にかかる過料決定通知書(様式4)を違反者へ交付し、納入通知書により過料の納付を請求する。

(給水停止)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、局長から違反者に対して、大阪市水道事業給水条例違反にかかる給水停止予告書(様式5)を交付し、指示に応じない場合は給水停止を執行する。

(1) 第3条第3項に掲げる是正に応じないとき

(2) ほ脱料金又は過料を期日までに納付しないとき

(3) その他、給水条例違反に対する本市の求めに応じないとき

2 局長は給水停止執行を行った場合、大阪市水道事業給水条例違反にかかる給水停止執行書(様式6)を違反者へ交付する。

附 則

1 この要綱は平成24年5月1日から施行する。

2 「給水条例違反水栓処分要綱(平成17年4月1日局長決)」は廃止する。

附 則

この要綱は平成26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成28 年 5 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別 表 (第7条関係)

項 目 区 分	内容区分	決 定 基 準	決 定 基 準 の 細 目	納 付 者
1 料金過料	(1) 中止栓の無届使用	使用期間に応じて、ほ脱料金の3倍以上5倍以下	ア 使用期間が3か月未満の場合 ほ脱料金の3倍の額を徴収する	
			イ 使用期間が3か月以上6か月未満の場合 ほ脱料金の4倍の額を徴収する	
			ウ 使用期間が6か月以上の場合 ほ脱料金の5倍の額を徴収する	
	(2) メータ外から分岐しての使用	使用期間に応じて、ほ脱料金の3倍以上5倍以下	エ 使用期間が3か月未満の場合 ほ脱料金の3倍の額を徴収する	
			オ 使用期間が3か月以上6か月未満の場合 ほ脱料金の4倍の額を徴収する	
			カ 使用期間が6か月以上の場合 ほ脱料金の5倍の額を徴収する	
	(3) その他	使用期間にかかわらず、ほ脱料金の5倍ただし、5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。	キ その他悪質と認められるもの (ア) メータを逆方向へ設置したとき (イ) メータを無断で取り外して水道を使用したとき (ウ) 給水停止執行中にメータキャップ等を無断で取り外したとき (エ) 公設消火栓の不正使用 (オ) 暴行強迫等を行ったとき	
2 工事過料	(1) 無許可又は無届による配水管穿孔	50,000円	1孔ごとに、50,000円を徴収する。	使用者又は所有者等
	(2) 加圧ポンプ（直結給水用増圧装置を除く。）と直結	50,000円	1台ごとに、50,000円を徴収する。	使用者又は所有者等
	(3) 井河水その他の供給管との直結	50,000円	1件ごとに、50,000円を徴収する。	使用者又は所有者等
	(4) 残存給水管からの無届引込み	25,000円以上50,000円以下	残存管とは、廃栓または廃跡等の残存給水管をいう。原則として、50,000円徴収する。ただし、輕易な違反と認められるものについては、25,000円まで減額することができる。	使用者又は所有者等
	(5) メータ外から分岐しての使用	25,000円以上50,000円以下	前号の例による	使用者又は所有者等
	(6) メータ外無届工事	30,000円以上50,000円以下	原則として、50,000円徴収する。ただし、輕易な違反と認められるものについては、30,000円まで減額することができる。	使用者又は所有者等
	(7) メータ内無届工事	20,000円以上50,000円以下	ア 同一メータ内で2栓以下の追加工事をした場合は、20,000円を徴収する。 イ 同一メータ内で2栓をこえる追加工事をした場合は、1栓ごとに5,000円を加算して徴収することとし、20,000円を限度とする。ただし、悪質な違反と認められるものについては、30,000円まで徴収することができる。 ウ 同一メータ内で、給水方式を変更した場合及び受水槽容量等の変更により給水装置を改造した場合は、25,000円徴収する。 エ 他の給水装置のメータ内から分岐させて引込み工事をした場合、原則として、50,000円を徴収する。ただし、輕易な違反と認められるものについては、25,000円まで減額することができる。	使用者又は所有者等
	(8) 無届撤去工事	25,000円以上50,000円以下	原則として、50,000円徴収する。ただし、輕易な違反と認められるものについては、25,000円まで減額することができる。	使用者又は所有者等
3 その他過料	(1) 中止栓の無届使用	25,000円以上50,000円以下	（中止栓に補足管、ゴムホース等を取りつけて使用する場合をいう。） 原則として、50,000円を徴収する。ただし、輕易な違反と認められるものについては、25,000円まで減額することができる。	使 用 者
	(2) 虚偽の届出その他	25,000円以上50,000円以下	（配管状態、使用材料の虚偽の届出、故意のメータ逆付等をいう。） ア 虚偽の届出等にあつては、悪質の程度等諸般の事情を勘案のうえ決定する。 イ 故意のメータ逆付けについては、50,000円を徴収する。	届 出 者
	(3) 私設消火栓無届使用	25,000円以上50,000円以下	原則として、50,000円徴収する。ただし、輕易な違反と認められるものについては、25,000円まで減額することができる。	使 用 者

備考

- 1 料金過料は、使用者又は所有者等が違反の意思を持って中止栓を使用した場合、料金の徴収を免れるために給水装置を加修した場合及び料金の徴収を免れるために第三者に給水装置工事を施工させた場合の外、料金の徴収を免れるために暴行強迫等の不正行為を行った場合等、使用者又は所有者等の責に帰すべき客観的事実が認められる場合に徴収する。
- 2 料金過料と工事過料あるいは、料金過料とその他過料は、併科することができる。
- 3 工事過料とその他過料を併科することはできない。（重きに従って処分する。）
- 4 過料の決定基準によりがたい場合は、お客さまサービス課長又は給水課長と協議する。
- 5 下水道過料については、「下水道過料の徴収について（昭和43年4月1日局長決）」の規定に基づき、過料を決定し、徴収する。

現 状 確 認 書

年 月 日

（提 出 先）

大 阪 市 水 道 局 長

住 所

氏 名

次のとおり、大阪市水道事業給水条例第40号第____号の規定に違反していることを確認いたしました。

給水装置所在地				
使用者等(氏名)	様			
調 定 番 号				
水 栓 番 号		業 態		用途 一般・業務・湯屋
現状確認日時 年 月 日 時 分			現状確認者	
違反概要				
備 考				

大阪市水道事業給水条例（抜粋）

（違反処分）

第40条 局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その行為をした者に対し、その理由の継続する間給水を停止し、損害があつたときは、これを賠償させることができる。

- （1） 料金、分担金又は手数料の徴収を免れようとして詐欺その他不正の行為をしたとき
- （2） 給水を濫用し、又は局長の許可を受けないでこれを販売したとき
- （3） 正規の手続を経ないで、工事を行い、又は給水装置を使用したとき
- （4） 消火のためのほか、局長に届け出ないで私設消火栓を使用したとき
- （5） 市職員の職務執行を拒み、又はこれを妨害したとき
- （6） 前各号に掲げる場合のほか、この条例又はこの条例の規定に基づく指示に違反したとき

第41条 前条各号のいずれかに該当するときは、その行為をした者に対し、 50,000円以下の過料を科する。

- 2 詐欺その他不正の行為により、料金又は手数料の徴収を免れた者に対しては、徴収を免れた金額を徴収するほか、その金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 50,000 円を超えないときは、50,000 円とする。）以下の過料を科する。

様式2

年 月 日

水 道 セ ン タ ー

給 水 条 例 違 反 調 書											
発見年月日		年 月 日		発見者 (所属・氏名)							
給 水 装 置 所 在 地	測定番号					業態					
	使用場所		区 (マシジョン名: 部屋番号)								
	使用者等(氏名)					水栓番号		号			
	住所 所有者 氏名										
違 反 工 事	施工 年月日		年 月 日								
	住所 施工者 氏名										
違 反 概 要											
違 反 調 査 及 び 処 理 等	現状確認・聴取 調査年月日					現状確認・ 聴取調査者					
	聴取調査年月日										
	証拠写真有無 (撮影日)		有(年 月 日)・無		切断等の是正 (いずれかに○)		処置 未処置				
	給水停止執行 年 月 日		年 月 日		給水停止執行書 交付年月日		年 月 日				
	警察への届出文 は相談年月日		年 月 日		給水条例違反通 知書交付年月日		年 月 日				
ほ 脱 料 金	ほ脱 期間		自 年 月 日 至 年 月 日 か月				ほ脱 水量		出		
	ほ脱水量 認定 基礎										
	用 途		水道料金			下水道使用料			合 計 金 額		
			円			円			円		
	決定 年月日		年 月 日		収入 年月日		年 月 日		領収書 番号		
工 事 施 工	申込日		年 月 日				竣工日		年 月 日		
	施 工 業 者 住 所 業 者 名										
過 料	料金過料		工事過料			その他過料			下水道過料		
			円			円			円		
	課出基準 別表内容区分() 決定基準の細目()		課出基準 別表内容区分() 決定基準の細目()			課出基準 別表内容区分() 決定基準の細目()			「下水道過料の徴収につい て」の規程に基づき徴収		
	決定 年月日		年 月 日		収入 年月日		年 月 日		領収書 番号		
給 水 停 止	予告書交付		年 月 日				執行書交付		年 月 日		
	執行理由 (該当項目に ○をする)		() 工事申込勧告に応じないとき () ほ脱料金又は過料を期日までに納付しないとき () 条例違反に対する本市の求めに応じないとき(その内容を記載: ())								
備 考											

給 水 条 例 違 反 通 知 書

給水装置所在地 _____ 区 _____

使用者等（氏名） _____ 様

調 定 番 号 等

調 定 番 号														水栓番号

上記給水装置所在地でご使用いただいている水道は、 _____
_____ のため、大阪市水道事業給水条例第 40 条第 _____ 号の規定に該当しております。
なお、弁明をするときは、別紙「弁明の機会付与通知書」を参照してください。

大阪市水道事業給水条例（抜粋）

（違反処分）

第 40 条 局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その行為をした者に対し、その理由の継続する間給水を停止し、損害があつたときは、これを賠償させることができる。

- (1) 料金、分担金又は手数料の徴収を免れようとして詐欺その他不正の行為をしたとき
- (2) 給水を濫用し、又は局長の許可を受けずにこれを販売したとき
- (3) 正規の手続を経ないで、工事を行い、又は給水装置を使用したとき
- (4) 消火のためのほか、局長に届け出ないで私設消火栓を使用したとき
- (5) 市職員の職務執行を拒み、又はこれを妨害したとき
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、この条例又はこの条例の規定に基づく指示に違反したとき

第 41 条 前条各号のいずれかに該当するときは、その行為をした者に対し、50,000 円以下の過料を科する。

2 詐欺、その他の不正の行為により、料金又は手数料の徴収を免れた者に対しては、徴収を免れた金額を徴収するほか、その金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 50,000 円を超えないときは、50,000 円とする。）以下の過料を科する。

年 _____ 月 _____ 日

大阪市水道局長

（担当事業所名）

担当者 _____

年 月 日

様

大 阪 市 長

大阪市水道事業給水条例違反にかかる過料決定通知書

大阪市水道事業給水条例第 40 条第 _____ 号の規定に該当しますので、同条例第 41 条の規定に基づき、次のとおり過料を決定します。

1 給水装置所在地 _____ 区 _____

2 使用者等（氏名） _____ 様

3 調 定 番 号 等

調 定 番 号														水栓番号

4 過料の金額

5 納付期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日

6 納付方法 _____ 別添の納入通知書による

注

備考 注の部分にこの通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。

大阪市水道事業給水条例違反にかかる給水停止予告書

給水装置所在地 _____ 区 _____

使用者等（氏名） _____ 様

調 定 番 号 等

調 定 番 号														水栓番号

- 1 年 月 日付けで決定しました _____ を納付期限までにお支払いいただいております。

つきましては、納付期限を _____ 年 月 日までに延期しますので、必ず期限内にお支払いください。

なお、期限内にお支払いいただけない場合は、大阪市水道事業給水条例第 42 条の規定により給水を停止します。

- 2 給水停止はご不在でも執行します。

- 3 給水停止によりいかなる損害が生じても、当局は一切責任を負いません。

年 月 日

大阪市水道局長

(担当事業所名)

大阪市水道事業給水条例違反にかかる給水停止執行書

_____様

給水装置所在地 _____区

使用者等（氏名） _____様

調 定 番 号 等

調 定 番 号														水栓番号

- 1 あなたがご使用の水道は、_____のため、
大阪市水道事業給水条例第 _____条第 _____号の規定により給水を停止しました。
なお、給水停止によりいかなる障害が生じても、当局は責任を負いません。
- 2 給水停止解除等の連絡につきましては、下記担当事業所までお問い合わせください。

年 月 日

大阪市水道局長

（担当事業所名）

注

備考 注の部分にこの通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。